

広 報

おおくま

2012年8月1日

大熊町役場 会津若松出張所

発行：大熊町役場企画調整課

所在地：福島県会津若松市追手町2番41号

電話：フリーダイヤル 0120-26-3844(代表)

E-mail:okuma@town.okuma.fukushima.jp

ブログ大熊町

<http://blog-okuma.jugem.jp/>

大熊町公式ホームページ暫定版

<http://www.town.okuma.fukushima.jp/>



アクアマリンがやって来た！

アクアマリンふくしまの移動水族館が7月3日、会津若松市の河東学園仮設住宅にやってきました。移動水族館は、専用車「アクアラバン」で行われ、ヒトデやナマコ、伊勢エビなどに触れられる「タッチプール」では、子どもたちが実際に生き物に触れ、その感触に歓声を上げていました。

国が避難指示区域における各賠償項目の考え方を公表しました

経済産業省が、避難指示区域の見直しに伴う賠償基準の考え方を取りまとめましたので、お知らせします。

賠償基準は、賠償の実施主体である東京電力株式会社が定めるものですが、今回の賠償基準は避難指示区域の見直し及び今後の被害者の方々の生活再建に密接に係わるものであるため、政府としても被害を受けた自治体、住民の方々の実情を伺い、それを踏まえて賠償基準に反映させるべき考え方を取りまとめることとしました。

今後、この賠償基準の考え方を受けて東京電力が具体的な賠償基準を策定することとなっています。

(1) 不動産（住宅・宅地）に対する賠償

【基本的な考え方】

- ① 帰還困難区域においては、事故発生前の価値の全額を賠償し、居住制限区域・避難指示解除準備区域は、事故時点から6年で全損として、避難指示の解除までの期間に応じた割合分を賠償する。

| 事故時点からの経過年数 | 6年経過以降 | 全損 |
|-------------|--------|------|
| | 5年 | 6分の5 |
| | 4年 | 6分の4 |
| | 3年 | 6分の3 |
| | 2年 | 6分の2 |

- ※ 居住制限区域・避難指示解除準備区域において、避難指示の解除時期に応じた割合分は以下のとおり。
② 解除の見込み時期までの期間分を当初に一括払いをすることとし、実際の解除時期が見込み時期を超えた場合は、超過分について追加的に賠償を行うこととする。
※ 解除の見込み時期は、市町村の決定があればそれを踏まえて決定することとしているが、事前に特別な決定がない場合は、居住制限区域であれば事故時点から3年、避難指示解除準備区域であれば事故時点から2年を標準とする。

【事故発生前の価値の算定】

① 土地

宅地については、固定資産税評価額に1.43倍の補正係数をかけて事故前の時価相当額を算定する。

② 建物

住宅については、固定資産税評価額を元に算定する方法と、建築着工統計に基づく平均新築単価を元に算定する方法を基本とし、個別評価も可能とする。

(ア) 固定資産税評価額に補正係数をかけて事故前価値を算定する方法

1. 当該不動産が新築であると仮定した場合の時価相当額を算定する。

A) まず、事故前の固定資産税評価額を元に経年減点補正率（減価償却分）を割り戻して、当該建物の新築時点での固定資産税評価額を算定する。

B) 次に、A)で算定した固定資産税評価額と新築時点での時価相当額との調整を行うため1.7倍の補正係数をかける。

C) さらに、新築時点と現在との物価変動幅を調整するため、それぞれの建築年に応じた補正係数をかける。

2. その上で、公共用地の収用時の耐用年数（木造住宅の場合は48年）を基準とし、定額法による減価償却を行い、築年数に応じた事故発生前の価値を算定する。また、残存価値には20%の下限を設ける。

3. 外構・庭木については1.で算定した時価相当額の15%として価値を推定しつつ、そのうち庭木分として5%は経年による償却を行わないこととする。

(イ) 建築着工統計による平均新築単価から事故前価値を算定する方法

1. 建物の居住部分（注）については、建築着工統計における福島県の木造住宅の直近の平均新築単価をもとに、（ア）と同じ減価償却、残存価値の下限、外構・庭木の評価を適用して、事故発生前の価値を算定する。

2. その際、築年数が48年以上経過した建物の居住部分（注）については、最低賠償単価（約13.6万円/坪）を適用する。

（注）事故時点に自己の居住の用に供されていた部分

(ウ) 個別評価

土地・建物について、様々な事情により、（ア）や（イ）の算定方法が適用できない場合には、別途個別評価を行う。その際、契約書等から実際の取得価格を確認し賠償額の算定に用いる方法なども検討する。

③ 住宅の修復費用等

住宅について、早期に修繕等を行いたいという要望も強いことから、基準公表後、建物の賠償の一部前払いとして、建物の床面積に応じた修復費用等を速やかに先行払いすることとする。

※ 具体的には、個人所有の建物について、当該床面積に比例した金額（1m²当たり1.4万円）を支払うこととする。

【事業用の不動産等の賠償】

事業用不動産や償却資産、田畠、森林等については、その収益性は営業損害の賠償に反映することを基本とし、加えて、資産価値についても別途賠償を行うこととするが、適切な評価方法については継続して検討する。

(2) 家財に対する賠償

- ① 家族構成に応じて算定した定額の賠償とし、帰還困難区域は、避難指示期間中の立入などの条件が異なり、家財の使用が大きく制限されること等から、居住制限区域・避難指示解除準備区域と比較して一定程度高くなる設定とする。
※ なお、居住制限区域・避難指示解除準備区域は立入回数がより多くなるという前提で、立入に要する費用を算定し、一括払いを行う。
- ② 損害の総額が定額を上回る場合には個別評価による賠償も選択可能とする。

(単位：万円)

| 世帯人数 | 1人 | 2人 | 3人 | | 4人 | | 5人 | |
|------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 大人 | 1人 | 2人 | 2人 | 3人 | 2人 | 4人 | 3人 | 5人 |
| 子ども | — | — | 1人 | — | 2人 | — | 2人 | — |
| 帰還困難区域 | 325 | 595 | 635 | 655 | 675 | 715 | 735 | 775 |
| 居住制限区域 | 245 | 445 | 475 | 490 | 505 | 535 | 550 | 580 |
| 避難指示解除準備区域 | | | | | | | | |

※ 上記家族構成以外の場合も構成人数に応じて定額を算定。

(3) 営業損害・就労不能損害に対する賠償

① 営業損害、就労不能損害の一括払い

従来の一定期間毎における実損害を賠償する方法に加え、一定年数分の営業損害、就労不能損害を一括で支払う方法を用意する。

- (ア) 農林業：5年分※1
(イ) その他の業種：3年分※2
(ウ) 給与所得：2年分※3

※1 一括払いの算定期間は、農林業については、2012年1月分から2016年12月分まで。ただし、2012年1月分から2012年6月分について既に支払われたか、又は支払われる予定の額があるときには、その額を除いた額とする。

※2 一括払いの算定期間は2012年3月分から2015年2月分まで。ただし、2012年3月～6月分について既に支払われたか、又は支払われる予定の額があるときには、その額を除いた額とする。

※3 一括払いの算定期間は2012年3月分から2014年2月分まで。ただし、2012年3月～5月について支払われた、又は支払われる予定の額があるときには、その額を控除した額とする。

※4 漁業については検討中。

※5 大企業（同規模の公益法人を含む。以下同じ）については、一括払いの対象外とする。

② 営業・就労再開等による収入は差し引かず

営業損害及び就労不能損害の賠償対象者が、営業・就労再開、転業・転職により収入を得た場合、一括払いの算定期間中の当該収入分の控除は行わない。

※1 大企業は本取扱いの適用対象外とする。

※2 就労不能損害で控除を行わない収入は月額50万円を上限とする。

③ 事業再開費用等

帰還して営農や営業を再開する場合、その際に必要な追加的費用に加え、一括払いの対象期間終了後の風評被害等についても別途賠償の対象とする。

(4) 精神的損害に対する賠償

- ① 2012年6月以降の精神的損害について、帰還困難区域で600万円、居住制限区域で240万円（2年分）、避難指示解除準備区域で120万円（1年分）を標準とし、一括払いを行う。
② 居住制限区域、避難指示解除準備区域について、解除の見込み時期が①の標準期間を超える場合には、解除見込み時期に応じた期間分の一括払いを行う。
その上で、実際の解除時期が標準の期間や解除の見込み時期を超えた場合は、超過分の期間について追加的に賠償を行うこととする

賠償・支援相談窓口を開設しています

- ◆相談日 毎週 火曜日・木曜日 午後1時～4時
◆場所 大熊町役場会津若松出張所 企画調整課内
◆相談料 無料
◆協力 福島県司法書士会会津支部
【お問い合わせ先】企画調整課

【お問い合わせ先】

資源エネルギー庁

電力・ガス事業部原子力損害対応室

電話：03-3501-1511（内線4591～3）
03-3580-6304（直通）

お知らせ

一時立入り(5巡回)について

| | |
|--------------------------|-------------------------------|
| ◆5巡回一時立入りスケジュール (大熊町) | 8月3日(金) |
| 電話番号 0120(234)530 | 受付時間 午前8時～午後9時 (祝・休日含む) |

8月25日から5巡回の一時立入りが実施されます。

申込方法は、前回と同様に原子力災害現地対策本部が開設している、コールセンターに電話をして、一時立入りを希望される

8月3日から受付を開始しますので、一時立入りを希望される

世帯の方は、コールセンターへ電話をして、下記予定日の中からご都合の良い日程をお伝えください。

8月3日から受付を開始しますので、一時立入りを希望される

世帯の方は、コールセンターへ電話をして、下記予定日の中からご都合の良い日程をお伝えください。

8月3日から受付を開始しますので、一時立入りを希望される

世帯の方は、コールセンターへ電話をして、下記予定日の中からご都合の良い日程をお伝えください。

8月3日から受付を開始しますので、一時立入りを希望される

世帯の方は、コールセンターへ電話をして、下記予定日の中からご都合の良い日程をお伝えください。

| 立入手段 | 中継基地 | 実施日 |
|--|---------------------------------|---|
| ○マイカー ※実施日ごとに受付締切日・制限台数がありますので、お早めに受付をしてください。 | 道の駅ならは(いわき方面) | 8/29(水)、9/1(土)、9/7(金)、9/16(日)、9/20(木)、10/7(日) |
| | 毛塙・波倉(いわき方面) (福島第二原子力発電所付近) | 9/2(日)、9/17(月・祝日)、9/23(日)、10/5(金) |
| | 幾世橋(南相馬市方面) (ヨークベニマル浪江店等駐車場) | 8/29(水)、9/15(土)、10/4(木) |
| ○バス ※実施日ごとに制限人数がありますので、お早めに受付をしてください。 | 道の駅ならは | 9/28(金)、9/30(日) ※9月9日までに予約してください。 |

警戒区域からの持ち出しが車両の再計測・再洗浄について

【お問い合わせ先】
<http://www.ichi-jitachiiri.com>

大熊町役場会津若松出張所
災害対策本部

第3希望まで

【お申込み・お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所

災害対策本部

内部被ばく検査の受検方法の変更について

内部被ばく検査の受検方法の変更について

◆受付開始日
8月3日(金)

◆電話番号
0120(234)530

◆受付時間
午前8時～午後9時
(祝・休日含む)

◆対象者
大熊町民

◆受付時間
午前10時～12時
午後2時～4時

◆電話番号
0247-553333

◆受付時間
午前10時～12時
午後2時～4時</

会町長杯パークゴルフ大会を開催します

パークゴルフを通して町民の健康維持と愛好者相互の幅広い交流を図り、一日も早い復興の活力とするため、町長杯パークゴルフ大会を開催します。

◆日時 9月7日(金)

※小雨決行(雨具を準備してください)。豪雨の場合は現地にて判断します。

・受付時間 午前8時30分

・開会式 午前8時45分

・競技開始 午前9時00分

・閉会式 午後1時(予定)

※集計ができ次第行います。

◆場所 「北塩原グランデコリゾート」

パークゴルフ場

◆対象 大熊町民

◆参加費 1,500円

(プレー費、昼食費、傷害保険料等) 当日受付時納入してください

◆申込締切 8月31日(金)午後5時

各申込先に備えてある申込用紙を提出してください。

◆提出先 大熊町役場会津若松出張所
スポーツ振興課

電話 0120-26-3844
大熊町役場いわき連絡事務所
電話 0120-26-5671

◆その他

用具(クラブ、ボール)等は、各自持参してください。

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
スポーツ振興課

◆無料貸出携帯電話の利用終了について

昨年度より、ソフトバンクモバイル(株)様のご提供により、おりました携帯電話の利用期限は平成24年8月31日までです。

9月以降は、自動的に利用が

できなくなりますので、次のとおりご注意ください。

①手続きは必要ありません。

②携帯電話の返却の必要はありません。各自で処分してください。

※9月以降も携帯電話の利用が

必要な場合は、お近くの販売店でご購入ください。現在ご

使用中の電話番号を継続して利用することはできません。

◆相談日 9月3日(月)予約制
(以後月1回開催予定)

大熊町電子回覧板の期間延長のお知らせ

◆相談時間 一人あたり30分程度
◆担当 精神科医、保健師、臨床心理士

現在ご利用いただいております大熊町電子回覧板(ソフトバンク社製フォトビジョン)は、当初の利用期限が平成24年8月31日でしたが、当面平成25年3

月31日まで期間を延長しますので、引き続きご利用ください。

○利用期間終了予定日 平成25年3月31日

◆お申し込み・お問い合わせ先 大熊町役場会津若松出張所
保健センター

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
企画調整課

◆子宮がん施設検診について

ニニコの相談日 (旧安眠カフェ)

ゞストレスからくる 不調はありませんか

安眠カフェが、個別相談会

「こころの相談日」として生ま

ません。各自で処分してください。

※9月以降も携帯電話の利用が

必要な場合は、お近くの販売

店でご購入ください。現在ご

使用中の電話番号を継続して

利用することはできません。

◆相談日 9月3日(月)予約制
(以後月1回開催予定)

◆申し込み方法 7月5日の子宮がん集団検診を希望した方で受診できなかつた方、会津にて施設検診を希望された方には個別に通話をしています。

それ以外で検診をご希望の方は事前に保健センターまで申し込みください。受診券が必要となります。

◆その他

施設検診では骨粗しきょう症検診は受けられません。

★子宮がん検診の今後予定

(意向調査で希望された方は順次通知致します。)

◇集団検診

施設検診では骨粗しきょう症

◇施設検診

会津以外の地域で現在調

整中です。

◆実施期間 8月1日(水)
11月30日(金)

※10月・11月は非常に混み合いますので、早めの受診をお勧めします。

◆料金 無料

◆実施医療機関

・郡山市 10月11日(木) 11月27日(火) 12月4日(火)

・いわき市

◆料金 無料

・大熊町役場会津若松出張所 保健センター

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
保健センター

・県立会津総合病院
・あみウインズクリニツク
・おのぎレディースクリニツク
・小野木クリニツク

平成24年10月から国民年金保険料の後納制度が始まります

国民年金制度は、20歳から60歳に到達するまでの40年の間に国民年金保険料を納めていただくことで満額の老齢基礎年金を受給することができます。

しかしながら、保険料を納められなかつた期間がある場合や資格取得などの届出忘れにより国民年金の資格期間がない場合には、将来の年金受給額が少なくなつたり、年金そのものが受給できなくなつてしまふことがあります。（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

ただし、既に老齢基礎年金の

受給権をお持ちの方は、納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みいただき審査させていただくことにあります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合があります。

詳しくは、「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。お問い合わせの際には、基礎年金番号がわかるものをお用意ください。

詳しく述べ、「国民年金保険料専用ダイヤル」またはお近くの年金事務所へお問い合わせください。お問い合わせの際には、基礎年金番号がわかるものをお用意ください。

（保険料納付や免除等の合計が25年（300月）未満の場合）があります。

このような事態を避けるため

に、昨年、法律が改正され、平成24年10月1日から、国民年金

保険料の納めることができます。

具体的には、平成14年10月分以降の納められなかつた保険料を納めることができます。（※後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月から平成27年9月30日までの3年間です。）

高齢者医療保険及び後期高齢者医療保険に加入している方へ

～国民健康保険高齢受給者証及び後期高齢者医療保険証の交付について～

（70歳から74歳の方）および後期高齢者医療保険証が平成24年8

月1日から更新になり、役場に登録されている避難先の住所へ郵送しています。有効期限の切った証は、役場住民課までお持

ちただくか、又は自身で細かく切つて破棄してください。

入院されている方へ

大熊町国民健康保険及び後期高齢者医療保険へ加入している方で入院されている場合、住民税非課税世帯については、標準

負担額減額認定証の申請をしていただくことで、入院時食事療養費および入院時生活療養費が減額となります。該当する方は申請書を送付しますのでご連絡ください。発効日は申請のあつた月の1日からとなりますので、お早めに申請してください。

（認定証を医療機関に提示しないと減額を受けられませんのでご注意ください）

また、社会保険等その他の医療保険に加入されている方については、加入している保険から受けられる場合がありますので、加入している医療保険の保険者にお問い合わせください。

国民年金保険料専用ダイヤル
平年金事務所
0570-011-050
0246-23-5611

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
住民課国保年金係

がんばろう福島！ 柏原芳恵のふりそそげ～愛コンサート

無料チケットの配布について

大熊町役場会津若松出張所では、ご覧のコンサートの無料チケットを配布しています。

ご希望の方は、生涯学習課までお越しください。（未就学児入場不可）
◆日時 9月14日（金）午後4時30分～
◆場所 会津風雅堂（大ホール）

◎無料チケット配布場所

大熊町役場会津出張所生涯学習課
(土日祝日除く・電話申込不可)

許動産代替登記に係る登録免不

原発事故による警戒区域設定等により、避難先で新たに建物

を代替取得した場合、登記に係る登録免許税について「建物所在証明書」を添付する事により、

【お問い合わせ先】

大熊町役場会津若松出張所
税務課

登録免許税が免除される」となりました。
詳しくは法務局ホームページ(jyo.htm)をご覧ください。

<http://houmukyoku.moj.go.jp/fukushima/static/240605-men/jyo.htm>



【お問い合わせ先】大熊町役場会津若松出張所 生涯学習課

ハローワーク会津若松 からのお知らせ

8月の相談日等は次のとおりです。

◆出張相談会

| 相談日 | 時間 | 場所 | 当日の相談内容 |
|----------|-------------|-------------------|---|
| 8月3日(金) | 午前9時30分～12時 | 大熊町役場2階会議室 | (1)求人情報提供、職業相談 (2)職業訓練情報提供 |
| 8月24日(金) | | | |
| 8月8日(水) | 午前9時30分～12時 | 松長近隣公園仮設住宅集会所(第一) | (1)求人情報提供、職業相談 (2)職業訓練情報提供 (3)心のケア、健康相談 |
| 8月29日(水) | | 一箕町長原地区仮設住宅集会所(南) | |

電話 0242-85-8595
【お問い合わせ先】
ハローワーク会津若松
(被災者支援対策窓口)
※予約者優先。お気軽にお問い合わせください。

| 日時 | 場所 |
|-------------------------|--------------------------|
| 8月1日(水) 午前9時～12時 | 震災特別相談窓口 (ハローワーク西分庁舎) |
| 8月8日(水) 午前9時30分～12時 | 松長近隣公園仮設住宅集会所(第一) |
| 8月22日(水) 午前9時～12時 | 震災特別相談窓口 (ハローワーク西分庁舎) |
| 8月29日(水) 午前9時30分～12時 | 一箕町長原地区仮設住宅集会所(南) |

| ◆臨床心理士による相談日 | ○電話 | ○場所 | ◆開催日・場所 |
|--------------|----------------|---------------------|-----------------|
| 0242-85-8595 | 西分庁舎(ハローワークの道) | 午前9時～12時 午後1時～4時 | 毎週火・水・木曜日 |
| 0242-85-8595 | 西分庁舎(ハローワークの道) | 午前9時～12時 午後1時～4時 | ◆震災特別相談窓口(西分庁舎) |
| 0242-85-8595 | 西分庁舎(ハローワークの道) | 午前9時～12時 午後1時～4時 | ◆震災特別相談窓口(西分庁舎) |
| 0242-85-8595 | 西分庁舎(ハローワークの道) | 午前9時～12時 午後1時～4時 | ◆震災特別相談窓口(西分庁舎) |

再就職を目指す人のために、
仕事探しに役立つ情報をなどを紹介します。
事前に予約が必要です。

就職支援セミナーの開催

| ◆定員 | ◆対象者 | ◆時間 |
|-----|-------------------------|---|
| 10人 | 一般求職者、避難者、 長期滞留者、若年者 | 午後1時～3時 (1カ月前からの受付) ○平成25年1月26日(土) 鶴城コミニティセンター |

※会場が変更になりました。

新農業委員が決まりました

東日本大震災の影響により延期されていた農業委員会委員一般選挙は、6月28日に告示され10人が立候補し、無投票により全員当選いたしました。また、6人の選任による委員(農業協同組合・農業共済組合および土地改良区が推薦する理事各1人、議会推薦の学識経験者3人)が選任されました。

新農業委員による初総会が7月9日に開催され、会長に根本友子さん、会長職務代理者に渡部幸悦さんが選出されました。

なお、任期は平成24年7月8日から平成27年7月7日までの3年間です。



| 氏名 | 担当区 |
|-------|--------------|
| 根本 友子 | 小入野区、野馬形区 |
| 渡部 幸悦 | 野上2区 |
| 堀川 健 | 下野上2区、大野1・2区 |
| 志賀 邦彦 | 中屋敷区、野上1区 |
| 川木 一重 | 大和久区 |
| 佐藤 久夫 | 夫沢2区 |
| 畠川 恵成 | 町区 |
| 田中 利忠 | 熊川区 |
| 渡邊 完治 | 熊2区、熊3区 |
| 横川 公治 | 大川原2区 |
| 閑本 圜子 | 下野上3区 |
| 佐久間住夫 | 熊1区 |
| 石田 白 | 大川原1区 |
| 志賀 秀榮 | 下野上1区 |
| 渡邊 忠一 | 夫沢3区 |
| 永井 文成 | 夫沢1区 |

富岡消防署からのお知らせ

消すまでは出ない行かない離れない

(2012年度全国統一防火標語)

◎花火による火災・事故を防ごう!

夏といえば花火を連想する方も多いと思います。

しかし、花火にはその美しさとは裏腹に危険な部分も多々あります。毎年誤った取り扱いが原因の事故が絶えません。楽しく花火で遊べるよう、製品ごとの「使用上の注意」をよく読み、正しい取扱をしましよう。

◎花火による事故防止の10のポイント

①花火に書いてある注意事項をよく読み、必ず守る。
②花火を人や家に向けたり、燃えやすいもののある場所では使用しない。

③風の強いときは、花火をやらない。
④必ず水の入ったバケツを用意して遊ぶ。
⑤遊び終わった花火は、バケツの水につけ、残り火を完全に消す。

⑥子供達だけでなく、大人と一緒に遊ぶ。

⑦一度にたくさん花火に火をつけない。

⑧正しい位置に、正しい方法で

⑨点火する。
花火は途中で火が消えても筒物をのぞかない。打ち上げ等の筒物りしない。

【お問い合わせ先】

富岡消防署 楠葉分署
電話 0240-25-2119



イベント

長原仮設住宅盆おどり

会津若松市一箕町長原仮設住宅自治会が主催する盆おどりが催されます。

当日は、やきそばやかき氷なども出店予定です。

他の仮設住宅や借り上げ住宅の町民の参加も大歓迎ですので、皆さんお誘い合わせのうえご参加ください。

◆日時 8月12日(日)
午後3時～8時

◆場所 一箕町長原仮設住宅
(一箕町松長字下長原200)



がんばろう会津 負けるな大熊 会津東山盆踊り

今年も会津東山盆踊りが開催されます。この盆踊りは、東山温泉の川の上に大きなやぐらを建て盛大に行われるものです。

16日には渡辺町長も出席し、「会津磐梯山」に加え、大熊町民なじみの「相馬盆唄」が流れますので、ぜひお出かけください。

◆日時 8月13日(月)～16日(木)
午後7時20分～9時30分

- 13日 福島民報の夕べ(女将さんと踊ろう)
- 14日 社交部会の夕べ(コンパニオンと踊ろう)
- 15日 福島民友新聞社の夕べ・東山芸妓の夕べ
- 16日 東山町民・大熊町民盆踊り

◆場所 会津東山温泉

※東山共同駐車場および武家屋敷駐車場をご利用ください。会場まで無料シャトルバスが運行します。

【お問い合わせ先】

東山温泉観光協会 電話 0242-27-7051(代)



下野上1区3班の会合を開きました



下野上1区3班死亡組合の会合を6月15日、東山温泉御宿東鳳で開催しました。当日は、東京や新潟、石川など、県内外から11家族13人が参加しました。

そして、避難して1年4ヶ月を迎えようとしている中で、久しぶりに皆さんと再会することができ、昔を思い出し懐かしい話しをすることができました。

大熊町が、仮の町をいわき市周辺にとの構想ですが、一日も早く実現し、落ち着き、皆さんと共に隣同士過ごせることを思いながら頑張っていきたいと思います。

武内

大熊中学校 第14回卒業生同窓会を開催しました

男性の厄流しを兼ねた同窓会を6月30日、いわきワシントンホテル椿山荘で開催しました。

県内外から35名の同級生が集まり、学生の頃の思い出話に花が咲きました。

終始笑顔の絶えない楽しい同窓会となり、また近いうちに開いて欲しいとの要望がありました。そしてまた大熊町で会えるようにと願っての解散となりました。

みなさん、またお会いしましょうね！

柄本



福島

『こらんしょ大熊（県北地方大熊町避難者交流会）』を開催します

県北地方避難者交流会の名前が「こらんしょ大熊」に決まりました。福島市や伊達市等に避難されている町民の皆様、ぜひご参加ください。

◆日時

8月 4日(土) 8月18日(土)

9月 1日(土) 9月15日(土)

午前9時～午後1時

◆場所

コラッセふくしま 研修室A

(福島県福島市三河南町1番20号)

【お問い合わせ】

代表 管野充史 電話 090-7233-1148

埼玉

第8回『ひまわりの会』を開催します

交流を目的とした8回目のサロン(茶話会)を開きます。参加自由です。お友達もお誘いください。

◆日 時 8月8日(水) 10:00～16:00

◆場 所 やすらぎ会館 (川口市南鳩ヶ谷6-8-16)

◆参加対象 大震災で移られた方、活動に賛同してくれる方

◆参加費 200円

◆内 容

午前：おしゃべりサロン(親睦、情報交換等)

午後：「布ぞうりづくり」(材料費1000円予定)

8月1日まで申込受付 定員12人先着順

◆申込み 不要(直接会場にいらしてください)

【お問い合わせ先】

『ひまわり』 電話 080-4405-4931

あらかると

75やかサロンで健康管理

一箕町長原仮設住宅集会所で「75(なご)やかサロン」が開かれています。

このサロンは、長原仮設住宅の民生児童委員企画され、月1回第4木曜日に開催されています。

6月28日は、会津総合病院の竹重とし幸先生によるロコモーショントレーニングを参加者20人で実際に体験しました。

終了後は、個別健康相談が実施され、参加者は、避難生活での日頃の健康管理などを相談していました。



ソフトボールリーグ優勝、準優勝を報告



第31回会津若松市ソフトボール選手権大会4部リーグで、優勝と準優勝した大熊町ソフトボール愛好会の廣嶋公治さんと渡部勇二さん、佐々木三男さん、今野盛雄さんが7月5日、報告のため大熊町役場会津若松出張所の町長室を訪れました。

この愛好会は、会津若松に避難している大熊町のソフトボール愛好者に声をかけて3チームを結成、今年から大会に参加しました。そして、「大熊町ソフトボール愛好会」チームが優勝、「同愛好会壮年」チームが準優勝しました。この他に「同愛好会シニア」チームが参加しています。

優勝旗を見た渡辺町長は「地元との交流はとても素晴らしいこと、次のシーズンも頑張ってください」と激励しました。今回優勝、準優勝した両チームは、次のシーズンから3部リーグで優勝を目指します。

全国スポーツ少年団軟式野球交流大会出場

8月3日～6日に札幌市で行われる全国スポーツ少年団軟式野球交流大会に出場する、三瓶太稀(たいき)くんへの激励金贈呈式が7月20日大熊町役場いわき連絡事務所で行われました。

太稀くんは熊町小学校から、現在は避難先であるいわき市的小名浜西小学校に通っています。そして、強豪チームの小名浜少年野球教室に加入、レギュラーの座をつかみ取り、県大会・東北Ⅱブロック大会で優勝して見事全国大会出場を決めました。

太稀くんは大会の抱負として「チームとしての目標は全国制覇、個人としての目標は一試合に一本ヒットを打つこと」と力強く話していました。



あらかると

野田総理大臣がいわき市渡辺町の仮設住宅を訪問しました

野田佳彦総理大臣が7月7日、大熊町民が生活するいわき市の渡辺町応急仮設住宅を訪問し、仮設住宅での生活を見たほか、渡辺町長や住民と意見交換しました。

意見交換会では、総理が「復興、生活再建に向け、多くの方の声を受け止め、国、県、町がしっかりと連携し進めなければならない」とあいさつし、渡辺町長は、町外コミュニティの早期整備や賠償、除染について要望しました。

また、町民からは「安心安定して住める基盤を作ってほしい」「もっと情報を開示してほしい」「子どもたちに不自由な生活をさせてしまっている」などの意見が出ました。



松長「つながっぺ！」グラウンドゴルフ場オープン！



松長「つながっぺ！」グラウンドゴルフ場落成式が7月7日、会津若松市内の一箕町長原仮設住宅南側集会所で行われました。

このグラウンドゴルフ場は、菅家一郎前会津若松市長と南嘉輝会津中央病院理事長の協力を得て、会津中央病院の所有地を無償で借りてオープンしたもので、町民同士はもちろん、会津若松市民の皆さんとの交流のため、自由に利用することができます。

兄弟3人で全国大会出場！

卓球の全国大会出場を決めた原田優芽さん（大野小5年）と原田春輝さん（大野小3年）、原田優衣さん（大熊幼年長）が7月23日、大熊町役場会津若松出張所の町長室を訪れ、出場を報告しました。

3人は、会津若松市に避難し、喜多方卓球ランドに所属して、練習に励んできました。全国大会は、7月27日から兵庫県で全日本卓球選手権大会が、また、8月4日から東京都で全国オープス卓球大会が開催されます。

渡辺町長は「兄弟3人で全国大会に出場できるのは大変なこと。ぜひ頑張ってください」と激励しました。

